

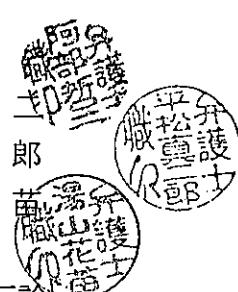
本訴平成26年(ワ)第29256号
反訴平成27年(ワ)第25495号
本訴原告(反訴被告) 阿部宣男
本訴被告(反訴原告) 松崎参

準備書面(20)

2017年10月10日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人
弁護士 阿部哲也
同 平松真二郎
同 湯山花子



一本訴原告平成29年7月18日付準備書面(18)に対する反論
(本訴原告を単に「原告」 本訴被告を単に「被告」と記載する。)

第1 はじめに

ホタル館での累代飼育への疑惑が生じた経緯は、要約すると以下のとおりである。

被告は、ホタル館での「累代飼育」に疑惑を抱いたのは、2014(平成26)年1月27日の板橋区環境課による「生息数調査」の結果を、同年2月上旬に、山崎環境部長(当時)から聞いたことによる。

それまでは、被告は、ホタル館の飼育実態には何の疑惑も持ったことはなく、むしろ施設の見直し・廃止という動きに対して「ホタル館存続」を主張し、区長にも存続を要望していた立場であった。しかし、山崎部長の話を聞き、これまで報告されていた2万匹の羽化という数字に比して、区の調査ではわずか2匹しか見つからなかつたと聞かされ、被告は「区がホタル館の廃止に向けての口実にするため、故意に生息数を過小報告することがあったとしても、たった2匹では、あまりに極端すぎて、故意の虚偽報告では説明がつかない」と思った。そこで、被告は、板橋区のおこなった生息数調査について、自身の考えを一度棚上げとし、ホタル館についての情報収集・調査を独自に始めた。

板橋区の「生息数調査」結果の公表直後から、原告が指摘しているとおり、ホ

タル館ボランティアを含むホタル館の存続を求める住民らが区議会各会派に区の調査方法を非難し再調査を求める陳情をおこなっており、被告も彼らの陳情に対応しているので、当初から区の調査結果に異論があることの認識はあった。また、それらの異論に同調する区議会議員が多かったことも知っていた。

しかし、ボランティアらのそうした異論、主張にも矛盾や疑問点が多く、被告は陳情ややみくもに板橋区に異論をとなえる区議会議員に同調することはできなかつたのである。

一方で、被告は、板橋区の「生息数調査」だけではすべての解明ができるいないと考え、「ホタル飼育が偽装されたものだとしたら…」という仮定を立て、それを検証する立場で調査をすすめたのである。後に被告がホタルの生態を学習したこと、ついにはTBSテレビの原告自身が過去の報告数にウソがあったと告白したこと、原告が主張する「近親交配なし」の世代交代は不可能なことから、ホタル事業開始の初期から累代飼育は成功していなかったとの疑惑は一層深まり、かつ生物学的にも困難であったということがわかり、ホタルの累代飼育が偽装されたものであるとの見解に至つたのである。そこで、被告は当初の発言に加え、訴訟係属後もホタルの累代飼育が偽装された旨の発信を続けたのである。

以下、原告の主張に即して反論する。

第2 被告の主張（個別の反論）

1 真実相当性に対する原告の主張に対する反論

(1) 「この時点では、乖離報告書はまだ作成・公表されていないから、同報告書が真実相当性の基礎事情となることは無かった」という点

先に述べたとおり、被告がホタル館に疑惑があると知ったのは、2014（平成26）年1月27日に板橋区によって行われた「生息数調査」の結果を同年2月上旬に聞いたことから始まっており、生息数の数が当初報告されていた数に比してあまりにもかけ離れていたことから、そもそも報告されていた生息数が誤りであったのではないかと考えたのである。板橋区の発表した乖離報告書（乙2）が作成・公表されていなかったことに争いはないが、その報告書作成のための調査結果については、被告はすでに山崎環境部長（当時）から聞かされており、ホタル館に対する疑惑を生じさせるには十分な情報であった。

そこから被告は独自に調査を進め、疑惑が真実であるとの確証を深めたのである。乖離報告書は、結果としてその確証を客観的に裏付けるものとなつたにすぎない。

(2) 「2014年9月5日に報道された『Nスタ』の内容については、ここで述べる各発言がなされた後の事情であるため、真実相当性の根拠とはならない」と

いう点について

「Nスタ」で問題にされたのは、平成7年度のホタル羽化数が「20万匹」と、近年の報告数「2万匹」と比べて以上に突出しており、不自然ではないかということであった。

これらの数字はすでに板橋区環境課が2014(平成26)年5月に公表した「板橋区ホタル生態環境館のあり方検討結果」に掲載されており、2万匹羽化でも他のホタル飼育施設と比較すれば異常なほど多いにもかかわらず、「20万匹」となればますますだと思い、逆に20万匹羽化できるのであれば、10分の1にまで羽化数を減らす理由も不可解であった。

被告は、「Nスタ」放送以前から、この数字の不自然さについては環境課に問い合わせをしていたが、「事情はわからない」と言われたままで、被告が知らない事情が存在することを考慮して、この疑惑については口外したことはなかった。

しかし、同年7月15日に被告が原告と面会したときに、原告自身が「あの施設(ホタル館)では2万匹が限度。それ以上は無理」と述べたため、「20万匹羽化はあり得ない」と確信したのである。

被告は、同年7月31日の住民説明会に「Nスタ」の取材が入っていたことを知っていたため、あえて、取材団を意識して「2万匹が限度のはずのホタル館はどうして、平成7年に20万匹も羽化できるのか?」と従来の疑問を発言した。その後、同年9月5日の「Nスタ」では、被告の発言は放送されることはなかったが、被告の発言内容と同じ疑問点を質するインタビュー内容となつたのである。

したがって、本件名譽棄損行為とされる発言よりも「Nスタ」の放送が後であるとしても、そのNスタで放送される内容及びホタル館におけるホタル生態についての疑惑は、すでに被告が真実であると考えるに足りる客観的情報が被告にはあったのである。

(3) 「被告は、区議会議員の地位にあるから……、その一方当事者の主張のみを鵜呑みにして真実であると決めつけて発言することは控えるべきである」という点について

行政上の疑惑が生じた際の議会・議員の仕事は、調査、検討、議論を通じて、住民に真相を説明できるまで事実を解明することである。議員がそれぞれの心証にもとづいて疑問を表明することは当然のことであり、「一方当事者の主張のみを鵜呑みした」ことはなく、だからこそ、板橋区の報告に納得できず独自に調査・検証して、発言をしているのである。

2 ホタルの持ちこみに関する発言について

(1) 「持ち込みがなかったという複数の証言」

「持ち込み否定」の証言は、主観的な感想であり、具体的な飼育作業も語られておらず、客観的事実を述べているとは思えない内容であった。山下証言では「阿部主事はホタルを買うことを嫌っている」と言っているが、原告が関わるルシオラ社はホタルをはじめ小生物を売買しており、事実と反した内容となっており、小角証言では、原告が暴力を振るうなど、原告がホタル館スタッフを力で支配している様子がうかがわれた。

このように、ホタルの持ち込みがなかったとする発言があったとしても、その内容が客観的事実に反するなど信用たるものではないという場合であることから、ホタルの持ち込みがないとする証言の存在を知っているからといって、真実相当性を否定するものではない。

3 生息数調査に対する批判について

(1) 調査方法に疑問が提起されていた点について

生息数調査の方法は、専門的な用語も多く、正確な知見がないと容易に理解できるようなものではなかったが、「時をおかずして」住民から「マクロベントス法を用いるのはおかしい。調査方法の〇〇の部分の間違いを議会で指摘してほしい」など、議会での細かな質問内容にまで要望されて、「なぜマクロベントス法について、ここまで詳しくしっているのだろう」と違和感を覚えた。

のちに、原告自身が主張している内容とこのときの住民の要望の内容が同じであったこと、要望した住民が原告の支援者であることを知った。

このように、疑問が提起されていたと主張しているが、これは原告側が調査方法に疑惑を呈していたというだけにすぎず、一方で、調査方法に問題がないことを被告は板橋区から聞いていたのであるから、この点に疑問が呈されていたとしても、真実相当性を否定するものではない。

なお、「2014年2月19日 区民環境委員会議事（甲179）」「被告もこれに出席している」と記載されているが（原告準備書面6ページ）、被告はこの委員会には出席していない。

(2) 「このように、飼育に当たっていた原告に知らせずに調査を行なった…」

すでに原告に対しては「ホタル持ち込み」という嫌疑があったのだから、原告をふくめ関係者に事前通知をせずに調査を行ったことにつき、被告は合理的理由があると考えた。

また、実際には、情報が漏れて、調査当日には原告支援者の樋口とくじ氏が区の調査員よりも先に現場にいた状態で、原告とその支援者も早くから現場に到

着し、調査状況を見ていた。その間、原告から調査を中止させるような言動はなかった。

(3) 報道資料（甲31）について

ア 大東文化大学環境創造学部山口由二

山口氏は、原告と深い関わりがあり、客観的証言としては信用できないと考えていた。また、山口氏は調査当日に現場におらず、調査方法の細かな点にまで言及するのはかなり不自然であるため、報道資料の信憑性がないと考えていた。

イ 「調査の行なわれた時期は、ホタルの冬眠期にあたることにも注意する必要がある」という点について

まず、ホタルは冬眠しない。少なくとも「冬眠する」は通説ではない。被告はかかる資料の信憑性がないと考えたため、真実相当性を否定するものではない。なお、以下は、ホタルが冬眠しないということを基礎づける資料である。

「ゲンジボタルの幼虫は、冬期でも冬眠および休眠はしない。これは、飼育においても自然発生地の渓流等においても、冬期に活発にカワニナの摂食行動が観察されることから、そう考えられる。通常、冬眠・休眠する昆虫は、低温の経験、日長時間がその休眠解除のためのホルモンに作用するが、冬眠・休眠しないホタルの幼虫にとっては、特に冬期における低温の経験はほとんど意味を持たないと言える。人工飼育において、冬期間に水温10度以上の場合とそれ以下の場合とで、後の行動に差が見られないことからも、そう考えられる。」(古河義仁「東京ゲンジボタル研究所」ホームページ)

「〔幼虫の越冬〕生息地により越冬状態が異なる。神奈川県横須賀市では冬期でも活動は鈍いものの、活動し摂食行動も確認されている。」(大場信義『ゲンジボタル』)

(4) 「瞬時に下流で流された可能性が大きい」との指摘について

ホタル館の水路は循環式であるため、ホタル幼虫が流されたとしてもフィルター部で引っかかるはずである。原告の主張する2万匹以上の幼虫が「いなくなつた」説明としては不合理であることはあきらかである。また、「ホタル幼虫は極めて柔らかく、傷つきやすい。採集者が用いた網の中で他の残差物に押しつぶされてしまったものが多数あったと考えられる」との指摘もされているが、幼虫にはキチン質の硬い部分もあり、仮に強い力で押しつぶしたとしても、死骸の全部または部分は必ず残るので、死骸が発見されていないことの説明としては不合理である。

(5) 「ホタルの生態がすべて科学的に明らかにされていない以上、ホタル環境館

におけるホタル飼育で近親交配がなされたといえるかも不明であり、このような一般論を理由に『累代飼育がウソだった』と断定することは不当である」との指摘について

原告の主張が真実であると仮定しても、雄雌合わせて300個の卵から25年もきょうだい（兄妹、姉弟）、いとこ間での交配を避けて世代交代をかさねることは、数学的な組み合わせ数からして不可能である。これはホタルの生態がどのようなものであっても変えることのできない真理であると被告は考えたのであり、25年間にわたりホタルの累代飼育をしていたことは真実ではない。

第3 被告の主張（被告の認識を中心に）（乙46）

1 ホタル生態館調査の結果

(i) 山崎部長からの説明

2014（平成26）年1月27日、板橋区環境課がホタル生態環境館において生息数調査を行ったことは、被告は同年2月3日ごろ知った。区議会控室に登庁した際、普段からホタル館存続の取り組みに熱心だったいわい桐子、熊倉ふみ子両議から報告を受けた。

その際、聞いた内容は、同年1月27日に、突然調査が始まり、両議員は支持者から連絡を受けて急遽現場に行ったこと、調査は原告不在の抜き打ち調査として始まったが途中から原告も現場に来ていたこと、現場では原告を支援するボランティアが区に抗議し、口論などもあり、パトカー、救急車が来るなど、混乱があったというものだった。

被告は、両議員から話を聞き、すくなくとも調査に現場責任者の原告がいないのはおかしいとの印象を持ち、詳しい話を聞こうと区環境課長を電話で区議団に控え室に呼び出したが、実際に説明に来たのは環境部長の山崎智通氏だった。区の通常の業務では、区議会議員に説明するのは課長級職員の役割であるため、その上司の部長が直接説明に来たことで、事態が深刻であることを察した。ここでは、調査では幼虫が2匹しか見つからず、推計値を合わせても23匹にしかならないこと、「成虫持ち込み」の証言があり、2013（平成25）年夏のホタル夜間公開終了直後から原告およびむし企画代表から聞き取り調査を行っていたこと、警察に相談しており、警察も調査活動をしている段階であること、原告を調査直後にホタル館から本庁に異動させたことについて報告を受けた。

被告は、山崎部長から話を聞いて、重大事件であると考え、すぐに坂本区長の記者会見を開き事実を区民に公表することを求めたが、山崎部長からは「2月19日の区議会区民環境委員会で調査結果を報告するので、それまでは公表できない。また警察からも発表しないように言われている」として、口外

しないよう求められたため、即公表するということはしなかったのである。

(2) 区議会幹事長会での問題提起

2014（平成26）年2月7日には区議会の幹事長会が開かれた。各会派の幹事長と副区長・総務部長が同席するなかで、雑談として、ホタル館の調査と持ち込み疑惑について被告から話をした。総務部長は「警察に相談中なので公表できない」としながらも、被告が「区から被害届を出さなくていいのか」と質問すると、「被害届を出さなくても捜査できる案件だ」と答えた。民主党の幹事長は「背任罪になるのではないか」と意見を述べており、ホタル館の運営については、重大な問題があるという認識が区議会幹事長会のメンバーには生じていた。

(3) ホタル館支援者からの陳情

2014（平成26）年2月10日、ホタル館のボランティアと支援者らが陳情に来たため、被告は、いわい、熊倉議員らと共に面会した。

陳情の主な内容は、「区が行なった生息数調査は不当なもので、学術的にも適切でないので、調査をやり直してほしい」というものだったが、その際、マクロベントス法、ミクロベントス法の詳しい解説資料も添えられており、これらの陳情者がマクロベントス法など調査の具体的な内容まで早い段階で知っていたこと、及びその反論まで用意していることに驚いた。

被告は陳情に対して「調査方法が正しいかどうかよりも、区が『ホタル幼虫が23匹しかいない』と公表することが重要だ。これまで2万匹と報告してきた飼育数を23匹とする矛盾を区自身が説明しなければならない。施設を閉鎖するための口実として調査をでっち上げたとしても、23匹では少なすぎて矛盾している。どうして23匹しかいないのか、区が説明できるまでは、施設の存廃は論じられない」と回答した。

(4) 区民環境委員会での報告

2014（平成26）年2月12日、区議会事務局から同年2月19日の区民環境委員会の議事次第と報告概要が配布され、その中にホタル館の調査結果も含まれていた。同年2月19日、区民環境委員会でホタル生息調査結果の報告が行なわれ、共産党の熊倉議員をはじめ各会派の議員が質疑を行った。被告は他の委員会に出席していたため、傍聴はできなかったが、熊倉議員から内容を聞いた。

被告が最も注目したことは、クロマルハナバチが石川県能登町に販売されていた事実が明らかになったことである。クロマルハナバチはそれまでは、ホタ

ルが蛹になる土壤をハチのフェロモンで殺菌するというホタルの共生生物であるため、ホタル館での飼育を認めていると説明されており、「販売されていた」ということは、これまでの説明が虚偽であったことを示したからである。被告は、「ホタル館でウソがあった」と、疑惑を深くしたのである。

(5) 累代飼育に対する疑惑

2014（平成26）年2月19日の区民環境委員会では、東京新聞、日本共産党系の東京民報の記者も取材に来ており、被告も記者対応をした。記者には被告から「そもそも25年も累代飼育すれば近親交配が避けられない。異常が起きないのが不思議だ」という話をした。この疑問については公明党議員も委員会で質問している。

東京民報記者による原告へのインタビュー取材に対し、原告は「ホタルは近親交配をさける本能がある」という回答をしており、矛盾したものであった。わずか300個の卵からゲンジボタルの累代飼育が始まったと原告は説明しているが、300個の卵は1匹のメスが産む卵数と同等であり、最初からきょうだいであった可能性が高い上、仮に多くがきょうだいではない「他人」だったとしても、近親交配に頼らずに20年以上も世代を重ねることは組み合わせの数からいっても不可能である。このことから、被告は原告のホタル飼育の知識は信用できないと考えた。

(6) 100条委員会設置の提案

2014（平成26）年2月24日、被告は幹事長会において、超党派でホタル館問題を解明するための「100条委員会」設置（「板橋区ホタル生態環境館をめぐる疑義事項調査特別委員会設置に関する動議を提案」）を提案した。市民クラブの高橋幹事長から「具体的な調査項目を示してほしい」との要求があり、同年3月3日の幹事長会までに、被告が調査項目案を提出することになった。

3月3日の幹事長会に提出した調査項目案は、以下のとおり。

1. ホタル飼育の実態

- ① 実際に数万匹というホタルが飼育されていたのか否か
- ② 「成虫持ち込み」の証言が真実か否か
- ③ 業務委託を受けていた「むし企画」の実際の業務内容と委託金の使途
- ④ ボランティア員の実態と役割

2. 「ふくしま復興ホタルプロジェクト」（福島県いわき市）に関すること

3. ホタル生態環境館におけるクロマルハナバチ飼育に関すること
4. 担当職員が主張する「ナノ銀による放射能除染」に関すること
5. その他、板橋区ホタル生態環境館の運営・管理に関すること

同年3月24日の幹事長会で100条委員会設置について協議されたが、「元職員（原告）に反論されても議会側が追及しきれない」などの消極論が多数を占め、設置には至らなかった。

(7) ホタル館への現地視察

2014（平成26）年3月5日、被告は、いわい、熊倉両区議とともにホタル館に視察調査を行った。そこで、むし企画の前代表からカワニナが発送されていた伝票を見たが、カワニナもホタル館で飼育していたと原告は報告していたので、報告が虚偽であったことを認識した。

また、被告は、原告からホタル館の業務を引き継いだ自然教育センターの職員からも説明を聞いた。カメが水槽に浸かったまま甲虫干しができず、皮膚病にかかっていたこと、水槽の管理がほとんどされていなかつたことを見て、生き物が大切に扱われていなかつたことを感じた。

さらに、昆虫施設ではありえないはずの大量の蚊取り線香、虫よけスプレーの在庫があることを目の当たりにし、飼育業務が適切に行われていなかつたことを認識した。

(8) 区議会本会議での質問

2014（平成26）年3月7日の区議会本会議において、被告はそれまでの調査をもとにホタル館をめぐる疑惑を区長に質問した。区長の答弁では、福島県いわき市でのホタル放流は、板橋区としての正式な依頼は受けておらず、板橋区のホタルを福島県いわき市に提供した事実もないことが明らかにされ、原告の主張を否定するものであった。

また、原告は全国23カ所の各地のホタルを預かって飼育していると主張しているが、区長は「板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではない」と答弁し、これも原告の主張を否定するものであった。

(9) むし企画前代表の自宅跡を調査

2014（平成26）年3月8日、被告は埼玉県蓮田市のむし企画前代表である小船明氏の自宅を訪ねた。近所の人人に聞いて、前年に小船氏が亡くなっていたことを知り、9日に電話帳で小船姓の家に電話番号を調べてかけてみたところ、「明は親戚で、生前はホタルを飼育していた」との証言を聞くことができ

きた。

被告は、この証言を聞き、ホタル飼育していたむし企画の小船氏を通じてホタルを購入すれば、原告が秘密裏に持ち込むことは可能になると思うようになった。

(10) むし企画代表を訪問、原告代理人と電話

2014（平成26）年3月13日、小船氏からむし企画代表を引き継いだとされる高久秀雄氏の千葉県成田市の自宅を訪問した。高久氏から「すでに弁護士がついており、話はできない」と説明され、その場で電話にて渡邊彰悟弁護士と話すことになった。

高久氏は弁護士から話は止められているとしながらも、雑談には応じ、「ホタル館には月2回程度行くことがあるだけで、仕事は現場と阿部さんにまかせている。自分は材料を送るのが役目」と話していた。

また、ホタルの生態については「幼虫は川底の土を1メートルくらい掘って隠れることもあり、区の生息調査で見つからなかったのはそのため」と話していたが、ホタル館のせせらぎの川底はモルタルで固められているのでホタルが掘って潜れるものではないこと、そもそもホタルが地中に穴を掘るのは、蛹になるときだけであることから、高久氏がホタル館の現場やホタル飼育について知識がないことがわかった。

さらに、被告は、数日後に高久氏が税務相談をしている成田民商の事務局長に電話し、高久氏がホタルにかかる仕事をしていたことを確認した。

このような情報を踏まえて、原告が指摘している発言に至ったのである。

2 被告独自の調査

(1) 区環境課との関係について

被告は独自に調査活動をすすめてきた。被告が調べたことをインターネットで公開すると、多くの返信があり、そのなかで、以前からホタル館や原告の言動に対して批判的な人々が多数いることを知った。こうした情報をもとに、被告は、出来る限り現地調査を行い、現地に行けない場所は、当地の共産党議員・党員に聞くなどして調査を深めてきた。

環境課から直接聞いた情報もあるが、独自調査の結果を環境課に確認を求めて、環境課がそれを認めることが多かった。

環境課と被告の調査結果が一致していたため、それらの事実が真実であると認識したのである。

(2) 原告の著書に対する疑問

被告が調査するにあたって、原告の著書『ホタルよ 福島にふたたび』を基礎資料とした。この本には多くの事実と違うことが書かれていた。たとえば、ホタル飼育に関する特許に関して「私は公務員ですから、もちろん給料以外の報酬はありません」（137ページ）と書かれていることは明確に虚偽であった。なぜならば、被告は、板橋区が区職員による発明がされた場合の権利にかかる条例が新設された際に議会で質疑をしており、発明者に特許使用ごとに報酬が与えられることを知っていたためである。

被告は、この本を読み、原告の主張は鵜呑みにできないと思うようになつた。ホタル館のすべての実績は原告の報告に基づくものであることと併せて考えると、原告の主張が信用に価しないとなれば、ホタル館のすべてを疑わざるをえず、さらに被告自身の調査結果からも原告の主張が真実ではないことが浮き彫りとなっていたため、原告の主張が誤りであることを発信するに至ったのである。

(3) アクアマリンの富里氏の調査活動など

被告は、他にも、福島県いわき市の水族館アクアマリンの獣医師・富里聖一氏の調査活動を見たり、日本ホタルの会、東京ゲンジボタル研究会のホームページや書籍にあたり、調査をしてきた。

書籍で参考にしたのは、東京ゲンジボタル研究所著『ホタル百科』であり、原告が語るホタルの生態が事実と違うことを指摘していた。

(4) 原告と渡邊弁護士との面会

2014（平成26）年7月15日、渡邊弁護士からの要請で、被告は渡邊弁護士の事務所で原告と直接会うことになった。共産党板橋区地区委員会の副委員長も同席した。

面会の当日、被告は原告に対し質問をしたところ、明確な返答はなかった。たとえば、原告はマルハナバチ飼育や各地へのホタル放流について「上司から指示を受けていた」としているが、被告が「上司とはだれで、指示の方法は電話かファクスか面会か」と具体的な聞くと明確な返答はなかった。質疑に対して明解な回答がなく、結局ホタル館に対する疑惑が晴れることなく面会の時間は打ち切られた。

同年8月4日、質問できなかった点に配達証明郵便で質問状を送ったが、返事はなく無視された。このことから原告には疑問に対して誠実に答える意思はないのだなと感じた。

(5) 原告のテレビでの発言

原告は2014（平成26）年9月5日に放送されたTBSテレビのニュース番組「Nスタ」において、記者の質問に答えて、平成7年に区に報告していた「20万匹」という飼育数（羽化数）について「20万匹というのはウソです」「当時、板橋区として『数を拡大して言え』というのがあったんです」「あの施設で20万飛ぶわけはないだろうという部分は実はある。ただもう記録に残っちゃってるので、私はだから言わない。今日までひと言も誰にも言ったことがなかった。今回初めて自分は暴露した」などと証言した。被告は、この放送を見て、原告自身がホタル生態館についてのウソを認めたのだと思った。

3 そのほかの調査

(1) 鶴岡八幡宮と渋谷区立臨川小学校への調査

2014（平成26）年2月から6月にかけて、被告は、原告が協力していた鶴岡八幡宮と渋谷区立臨川小学校に電話で話を聞き調査をした。鶴岡八幡宮からは、「阿部先生の紹介でホタルを千葉県のペットショップから買っている」事実を聞いた。また、臨川小学校からは「阿部先生から学校のビオトープの苔にホタルが卵を産み付けていると言われ、孵化をお願いするため苔ごと阿部先生に渡したが、結局ホタルは戻ってこなかった」という話を聞いた。

(2) 千葉県山武郡芝山町のヒロセペット

2014（平成26）年8月22日、被告は千葉県山武郡芝山町のヒロセペットを訪問した。店長は、原告やむし企画代表の高久氏との関係を否定し、2人を「知らない」と話したが、話に不自然なことが多く、被告は信用できなかった。後に、この店長はホタル館のボランティアスタッフとしてホタル館の館内掲示にも紹介されていたことが発覚した。また、同日、被告は千葉県匝瑳市ヒロセペットの親会社である株式会社広瀬の作業場の場所にも行き、そこがホタルの飼育場である可能性に矛盾がないことを確認した。

(3) ホタル館の視察

被告は、Nスタ放送後も独自の調査活動を続けて、区民に事態を説明する努力を続けた。

2014（平成26）年10月7日、被告はホタル館を一人で視察した。7月～8月に孵化したゲンジボタルの幼虫がこのときには2センチほどの大きさ、4齢幼虫にまで育っている個体もたくさん発見できた。原告が区の生息数調査への反論で「1月27日の時点では、幼虫の大きさは5ミリ～8ミリがほとんど」と主張していることと、実際のホタルの成長が食い違っていることを確認した。

また、ホタル館を囲むフェンスに人が通れるだけの隙間やハシゴなどがなくとも乗り越えられる低い箇所があることを確認した。被告は、こうした場所から侵入すれば区が設置した監視カメラの前を通らず、ビオトープまで行ってホタルの死骸を撒いて区の実数調査を攪乱することは十分に可能であることも矛盾なく説明できると考えた。

(4) 神奈川県藤沢市の下水処理場におけるホタル飼育事業を視察

2014（平成26）年10月22日、被告は、神奈川県藤沢市の下水処理場におけるホタル飼育事業を視察した。原告は、ホタルの世話のため毎日休み無く深夜まで人がつきつきりでなければならぬと説明していたが、藤沢市では月2回の世話で問題ないということだったため、被告は、板橋区ホタル館での世話にかかる人手には大きな誇張があると思った。

さらに、この視察では「補助飼育」という手法があることを知った。この施設では藤沢市内で捕獲したホタルを累代飼育しているとのことだったが、施設内だけで飼育していると途中死亡などで数が減ることに対応するため、絶滅を防ぐため、別の施設でも「補助飼育」と称して並行して飼育しており、夏の公開日には2つの施設で飼育したホタルを合わせて公開しているとの説明を受けた。ところが藤沢市の施設では成虫が産んだはずの卵を確認することも回収することもなかったと聞かされて、被告は、累代飼育ではなくホタルを持ち込んでいるのだと考えた。

4 結論

被告の発言、発信はすべて以上のような調査と経過に根拠をおくものであつて、真実相当性が認められる。

以上